

議案第28号

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号参考資料  
備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することのできるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することのできるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子</p>

<p>を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>
---	---